

平成 2 1 年度

三豊市公営企業の経営の健全化における
資金不足比率審査意見書

三豊市監査委員

三 監 第 72 号
平成 22 年 8 月 20 日

三 豊 市 長 横 山 忠 始 様

三 豊 市 監 査 委 員 糸 川 昇
三 豊 市 監 査 委 員 小 林 照 武

平成 21 年度三豊市公営企業会計決算に基づく
資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、
審査に付された平成 21 年度三豊市公営企業会計決算に基づく資金不足比率
について、審査した結果を次のとおり意見として提出する。

平成 21 年度 公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成 22 年 7 月 1 日から平成 22 年 8 月 16 日まで

3 審査の概要

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(2) 資金不足比率

公営企業会計名		平成 21 年度 (%)	平成 20 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
法 適 用	水道事業会計	— (資金不足なし)	— (資金不足なし)	20.0
	病院事業会計	— (資金不足なし)	— (資金不足なし)	20.0
法 非 適 用	集落排水事業特別会計	— (資金不足なし)	— (資金不足なし)	20.0
	浄化槽整備推進事業 特別会計	— (資金不足なし)	— (資金不足なし)	20.0
	港湾整備事業特別会計	— (資金不足なし)	— (資金不足なし)	20.0

(3) 個別意見

審査の結果、資金不足はない状態にあると認められる。

(4) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。